

2021 年 5 月 25 日

各位

名古屋市中区栄三丁目 33 番 13 号
株 式 会 社 中 京 銀 行

三行（中京・愛知・名古屋銀行）の 相続手続共通化について



中京銀行（頭取 小林 秀夫）は、下記の通り、愛知銀行（頭取 伊藤 行記）、名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）と預金等の相続手続の取扱いを共通化いたしますのでお知らせします。当行は今後も、お客さまの利便性向上につながる事務の合理化・効率化をすすめてまいります。

記

1. 共通化の背景・目的

高齢化社会の進展等により、預金等の相続に関する取扱件数の増加が見込まれるところ、預金等の相続手続は金融機関ごとに必要な書類が異なり、煩雑であるなどといった課題があります。今般、お客さまのご負担を軽減するため、愛知県に本店を置く地方銀行三行（中京・愛知・名古屋銀行）の相続手続を共通化いたします。

2. 共通化開始日

2021 年 6 月 1 日（火）

3. 共通化の概要

相続手続の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類を全面的に見直し、三行で共通化するとともに、ご記入いただく項目の一部やご提出いただく書類の一部を削減します。

（注）本件は相続手続を三行が共同で行うものではありません。したがって、各行への書類の提出は各行ごとにそれぞれ必要となります。また、各行において一部相違する取扱いもございます。

以 上